

平成31年第1回土幌町議会定例会

- 1 議事日程第2号 3月12日(火曜日)午前10時開会
- 日程番号1 会議録署名議員の指名
- 日程番号2 一般質問
- 1 森本 真隆 議員  
小学校閉校後の施設活用について
- 2 清水 秀雄 議員  
「家族農業」を守ることについて
- 日程番号3 議案第 7号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程番号4 議案第 8号 土幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 日程番号5 議案第 9号 土幌町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例案
- 日程番号6 議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号7 議案第11号 土幌町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例案
- 日程番号8 議案第12号 土幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部を改正する条例案
- 日程番号9 議案第13号 土幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 日程番号10 議案第14号 土幌町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案
- 日程番号11 議案第15号 土幌町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程番号12 議案第16号 平成31年度土幌町一般会計予算
- 日程番号13 議案第17号 平成31年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程番号14 議案第18号 平成31年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程番号15 議案第19号 平成31年度土幌町介護保険事業特別会計予算
- 日程番号16 議案第20号 平成31年度土幌町介護サービス事業特別会計予算
- 日程番号17 議案第21号 平成31年度土幌町簡易水道事業特別会計予算
- 日程番号18 議案第22号 平成31年度土幌町公共下水道事業特別会計予算
- 日程番号19 議案第23号 平成31年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算

2 出席議員(12名)

- |           |           |          |           |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 1番 細井 文次  | 2番 和田 鶴三  | 3番 秋間 紘一 | 5番 河口 和吉  |
| 6番 清水 秀雄  | 7番 飯島 勝   | 8番 出村 寛  | 9番 森本 真隆  |
| 10番 大西 米明 | 11番 加藤 宏一 | 12番 中村 貢 | 13番 加納 三司 |

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法 121 条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	瀬口 豊子	地方創生担当課長	石垣 好典
会計管理者	三島 重浩	町民課長	辻 亨
保健福祉課長	高木 康弘	産業振興課主幹	西野 孝典
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
建設課技術長	田中 敏博	子ども課長	金森 秀文
特老施設長	佐藤 慶岩	病院事務長	土屋 仁志
消防課長	土屋 政勝		

ほか、関係職員

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	玉堀 泰正	教育課長	藤村 延
給食センター所長	齋藤 英雄	高校事務長	上野 清子

ほか、関係職員

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	角田 淳二
------	-------

ほか、関係職員

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	矢野 秀樹	総務係長	宇佐見 和重
------	-------	------	--------

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前 10 時 00 分)

	加納議長	ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
1		日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番、 中村貢議員及び1番、細井文次議員を指名いたします。
2		日程第2、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 質問順位1番、森本真隆議員。

森本議員	<p>おはようございます。本日1人目の質問者として、私からは町長に小学校閉校後の施設活用についてをお伺いいたします。</p> <p>本町では、本年度3校、来年度1校が閉校を迎えますが、その後の利活用の方針及び所在地域の要望への対応についてお伺いをいたします。</p>
加納議長 小林町長	<p>町長、答弁を求めます。</p> <p>それでは、森本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。</p>
	<p>旧小学校の施設等につきましては、子供の教育はもとより地域コミュニティの拠点としての機能を果たしてきた貴重な財産であります。森本議員が申されましたとおり、本町においては本年度末で3校が閉校を決定し、来年度末で1校が閉校を予定しておりますが、これらの施設等の活用については、地域のご意向を踏まえつつ、地域振興に向け有効に活用すべく方策を検討しているところであります。</p>
	<p>平成28年5月に文科省が実施した廃校施設等活用状況実態調査では、教育や福祉施設、または企業等の施設や創業施設等さまざまな用途に活用されております。本町においては、平成27年度末で閉校となった北中音更小学校が平成28年9月より全国農業協同組合連合会の畜産技術者養成機関として活用されているほか、雪中パークゴルフ場としても利用されているところであります。今後閉校となる施設等についても地域振興に有効に利活用されるべく、新年度において旧小学校施設等利活用推進補助金制度を創設し、原則費用の50%、500万円以内で、企業等が施設を利活用するに当たり改修、設備投資や当初の事業運営経費等を支援することにより、利活用の促進を図ることとしました。補助制度の具体的な取り扱いについては、新年度早々に決定することにしておりますが、公募により募集をして、応募者との協議を行うことにより、より利活用が進むよう対応してまいりたいと存じます。</p>
	<p>また、いずれの学校も国の補助金を受けて建設していることから、補助金制度の財産処分に関する基準により手続が必要となることを申し添えます。</p>
	<p>なお、閉校となる校舎等の概要については、配付した資料をごらんください。</p>
	<p>以上、森本議員の質問に対する答弁とさせていただきます。</p>
加納議長 森本議員	<p>再質問があれば許します。9番、森本議員。</p> <p>ただいまご回答いただきました。</p>
	<p>初めに、地域からの要望の現状、現時点での現状とその経過について、また町として現在活用する計画があるのかどうかをお伺いいたします。</p>
加納議長	<p>町長、答弁願います。</p>

小林町長	<p>閉校する学校の利用については、町づくり懇談会の都度それぞれ地域から要望があるかどうかということをお伺いしたところでありますけれども、現在まで具体的に利用したいという声は寄せられていないというところであります。</p> <p>また、町としてもこの学校をこういうふうにするということについては、まだ具体的な計画はないのが現状であります。</p>
加納議長 森本議員	<p>再質問があれば。9番、森本議員。</p> <p>それでは、新年度に旧小学校施設等利活用推進補助制度を創設するという回答に回答書に記載されておりますが、ここで企業等と記載されておりますが、一般企業及び地域も含まれる意味での等という使い方理解してよろしいでしょうか。</p>
加納議長 小林町長	<p>町長、答弁を求めます。</p> <p>ご質問のとおり、一般的な企業あるいは個人等も含まれるところですが、当然地域の方についてもご使用されるということについては、同じように考えていきたいと思っております。</p>
加納議長 森本議員	<p>再質問があれば。9番、森本議員。</p> <p>それでは、企業から要望を受け付ける場合、回答書には公募を行うというふうに書かれております。この公募を開始する時期が地域要望の締め切りになるのかというふうに考えておりましたが、同様に行っていくということで改めて確認をさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
加納議長 小林町長	<p>答弁を求めます。</p> <p>公募をする前に、まず今財産所管が教育委員会になっているのですが、それを閉校とともに新年度から町に移行するということになります。その移行の手續ということがあるのと、もう一つ、先ほどありました要綱の精度を具体的にもう少し詰めるという作業もあるのでありますけれども、新年度できるだけ早く公募を開始したいと思いますけれども、当然公募の中には地域の皆さんにも公募いただければというふうに思っているところであります。</p>
加納議長 森本議員	<p>再質問ありますか。9番、森本議員</p> <p>公募の時期は、要領等整備ができ次第というふうにお答えいただきましたが、同時に募集をしていく場合、企業からの要望、それから地域からの要望、双方から同時のタイミングで上がるパターンも想定されます。その際にはどのように町として判断をしていくのかお聞かせください。</p>
加納議長 小林町長	<p>答弁を求めます。</p> <p>できる限りできれば町内の方に使っていただくのがいいのかと思っておりますけれども、そういう面では企業、あるいは全体的に応募のあった中から内容によって決定をさせていただきたいと考えています。</p>
加納議長	<p>再質問があれば。9番、森本議員。</p>

森本議員	<p>それでは、その公募の方法や時期についての質問をさせていただきます。</p> <p>公募については、恐らくホームページ等を利用していくものだと予想しておりますが、どのような公募になっていくのか。また、時期の目安については、どのように設定をしていくのかをお伺いいたします。</p>
加納議長	<p>町長、答弁をお願いします。</p>
小林町長	<p>公募の時期については、新年度できる限り早い時期に公募を開始したいと思いますけれども、公募の方法については、1つは町のホームページと、それから文部科学省で廃校プロジェクトという、そういうホームページも開設して、それらとあわせて町内の役場だより等については掲載をして、地域の皆さんにも参画できるような方法を検討してまいりたいと思います。</p>
加納議長	<p>再質問があれば。9番、森本議員。</p>
森本議員	<p>それでは、現在までの経過について質問の最初でお伺いをいたしました。町長のお話では懇談会等で要望の吸い上げを行っているというお答えがありましたが、公民館長を通じて地域へ要望取りまとめをしてほしいという通達といいますか、取りまとめを依頼するということも行われていないとお聞きしております。地域への要望取りまとめは、町から行う予定であるのか。新年度に地域で公民館長を務める方とお話をしたところ、地域で利活用を検討する際に一定の条件、地域で利用する際にはどんな条件が必要になってくるのかという提案もある程度してほしいという要望がございました。地域で利活用をしていく場合、設備の整備、または管理に必要な経費について町としては補助金等の制度を考えるのか。この制度については、先ほど出ておりました旧小学校施設等利活用推進補助制度の中に含まれていくのかお伺いをいたします。</p>
加納議長	<p>町長、答弁を求めます。</p>
小林町長	<p>要望取りまとめは、これまでも町づくり懇談会だとかでお聞きしてきたのですが、町内でそういう意向があるとすれば、懇談会はもとよりですが、新年度早々の公民館推進委員長、あるいは駐在員会議等の中でお話をして、できるだけ町内からそういう使い方があるということであれば出していただきたいというふうに思うところであります。</p>
	<p>もう一つ、使い方なのですが、例えば公的に町の公民館活動で使うとか、あるいは地域の農業を含めた産業振興で使う場合ということと個人なり、あるいは個人の企業が使う場合というのは、また別だということでもありますけれども、個人的な企業等であればこの補助金制度でやるのでありますけれども、公的に使うということであれば町が施設を運営するという場合もあるし、町が公民館に補助をするといういろんな形があるのだけれども、使い方としては個人と公的に使</p>

<p>加納議長 森本議員</p>	<p>うかどうかということについては、少し分けて考えたいなと思っています。</p>
	<p>再質問あれば。9番、森本議員。</p>
	<p>いずれにいたしましても、地域住民への説明はしっかりと行っていただきたいと思います。</p>
	<p>ちなみに、今年度閉校を迎える3地区につきましては、新田地区、西上地区についてはまだ地域での要望取りまとめは実施していない。それから、下居辺地域に関しては、昨年の年度末あたりから地域への要望取りまとめのアンケートを実施しているというふうにお伺いをしていますが、まだ町のほうに要望等は上がってきていない現状かと思いますが、各地域との対話を持っていただきたいなというふうに考えます。</p>
	<p>また、地域への先ほど条件等の提案もしていただけたという話をいただきましたが、ホームページ等を見れば全国的、また全道的にどのように活用されているかといった事例集もございます。地域の皆さんは、なかなかそこまで興味を持って細部までインターネット使って調べているということが少なからうと思います。できれば町から説明を行う際に、こういう事例もあるのだということも加えて説明をいただきたいと思います。</p>
	<p>最後にしたいと思いますけれども、この閉校後の施設利活用に関しましては、先ほども申し上げているとおり、地域の皆さんにしっかりと概要を理解していただく、これが一番大切なことだというふうに考えています。先ほどもおっしゃいましたが、町づくり懇談会が地域の皆さんへ説明をしっかりと行えるよい機会かと思えます。今後も丁寧な説明と、また子供たちが集っていた地域のコミュニティー拠点を失う地域の心情もおもんばかっていたきながら、丁寧な対応をしていただくようお願いいたしまして、質問を終わります。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長、答弁をお願いします。 1つ聞きたいのですが、アンケートって誰が行ったのですか。町では行っていないと思うのですけれども。</p>
<p>加納議長 森本議員</p>	<p>森本議員。 私がお聞きしているのは、役場の職員の方から下居辺の町議さんのほうに要望を取りまとめたほうがいいですよという声かけがありまして、そこから議員が公民館長さんにお話をした。そこで公民館長さんが地域にアンケートを実施したというふうにお聞きをしています。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長。 いずれにしても、町としては、せつかくの財産でありますから、長い期間にわたって町の地域振興につながるように有効に使いたいというのがまず第1点でありますけれども、もう一点では地域が長年教育はもとより地域のコミュニティーとして使った施設ですから、地域の</p>

加納議長	皆さんの要望もしっかり受けとめるように私ども今後新年度早々の町づくり懇談会等で十分要望を把握してまいりたいと思います。
清水議員	<p>以上で森本真隆議員の質問を終了いたします。</p> <p>質問順位 2 番、清水秀雄議員。</p> <p>私は、小林町長に家族農業を守ることにについてお伺いをいたします。</p> <p>国連は、2017年12月の総会で2019年から2028年を家族農業の10年と決定し、家族農業、小規模農業への支援を呼びかけました。21世紀に入り、大規模化、効率化一辺倒の農政が世界で貧困や飢餓を拡大してきた反省から、農政の方向転換を訴えたものであります。</p>
加納議長 小林町長	<p>土幌町は、農業が唯一の基幹産業の町であり、農業生産額は十勝管内でもトップクラスに位置していますが、家族農業、小規模農業がそれを支えています。しかし、安倍政権下の農政は、2018年12月30日にはTPP11を強行し、2019年2月1日にはEUとの間でEPAが発効されました。政府の国内政策では、家族農業、小規模農業を守るものとはなっていません。本町農業の90%以上は家族農業、小規模農業であり、それに対する支援策が必要と考えますが、町長の所見を伺うものであります。</p> <p>答弁を求めます。町長、登壇願います。</p> <p>それでは、清水議員のご質問にお答えをさせていただきます。</p> <p>ご質問の家族農業についてであります。国連が2011年の総会において世界の飢餓撲滅と天然資源の保全について家族農業が大きな役割を果たしていることを広く世界に周知することを目的に、2014年に国際家族農業年とすることを定め、これを受けて国連食糧農業機関が家族農業をテーマとした世界食料デー式典を開催するなど、2014年の国際家族農業年以降、国際機関や国際NGOなどが国際家族農業年を延長する家族農業の10年の設定を求めて国際的なキャンペーンを展開したところ、各国、各地域で議論が大いに盛り上がり、一昨年12月18日の国連総会本会議において日本政府を含む国連加盟国121カ国の賛成のもと小農と農村で働く人びとの権利宣言が採択され、国際連合は2019年から10年間を家族農業の10年と定めることを決定したと承知しているところであります。このことは、これまで家族農業を主体として社会経済の変遷に対応しながら、地域の農村環境を維持、発展し、国民に食料を安定的に届ける食料基地としての役割を担ってきた北海道、そして本町の農業者、関係者にとって意義ある決定であると思っております。</p> <p>農業経営の方向として、経済効率を求める観点から企業の参入、法人化などの議論がありますが、本町においては377農業経営体のうち家族経営体が361経営体となっております。本町は、典型的な農業の町であり、生産者と機関、団体が一体となった先駆的な取り組みにより、全国有数と称される生産性の高い農業と経済性豊かな農村を形成</p>

加納議長  
清水議員

してきました。農業、農村を取り巻く環境がより厳しく多様となる中  
にあって、経営形態や生産システムなどについての議論も必要であり  
ますが、本町経営の大多数を占める家族農業を基本として、担い手育  
成、生産の向上、消費者との連携、農地基盤整備などを農業振興対策  
本部が中心となって、さらなる農業、農村の発展を期してまいりたい  
と存じます。

以上、清水議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

再質問があれば許します。6番、清水議員。

町長からそれぞれ答弁をいただいたところですが、答弁に基づいて  
若干質問を続けさせていただきたいと思います。

まず、T P P 11が発効され、さらにE UとのE P Aが発効しまして、  
酪農、畜産への影響が多だというふうに言われております。しかし、  
畑作においても懸念されるのは、作付面積でも大きなウエートを占め  
る小麦についてであります。本町の小麦の作付面積は2,300 h aを超  
えるというふうに言われておりますが、そのことについて若干今のT  
P P 11によってどのような結果になるのかということについて指摘し  
ながらお伺いしたいと思います。

T P P 11によって農産品だけで620億円の関税収入が減少し、その  
対策も示していません。関税収入減少の内訳は、牛肉が270億円、国  
家貿易によるマークアップは麦で227億円、乳製品は25億円、砂糖調  
整金が16億円となっており、北海道に及ぼす減収は150億円以上にな  
ると予測されております。これらの関税やマークアップの財源によっ  
て牛マルキンや麦やてん菜の数量支払い、生乳生産者補給金の財源に  
充てられてきました。経営に大きなウエートを占める小麦のマークア  
ップが45%削減されることになれば、小麦の販売価格がその分引き下  
げられることになるのではないかと強く危惧しているところです。

小麦の国内価格は60 k g 3,000円です。小麦は、国家貿易品目であ  
ることから、国が一元的に輸入し、その輸入差益として1 k g 7円徴  
収しています。この輸入差益分が45%削減されますと、60 k gに換算  
して約460円となります。この分が道産小麦の価格に連動することにな  
れば、生産者にとっては大きな打撃となります。現在の小麦の販売  
価格は、政府の輸入小麦販売価格と同じような水準ですから約3,000  
円の販売価格です。生産費を維持することもできない価格になってしま  
います。生産した小麦は農協で調製しますが、その経費は約1,000  
円。販売経費や価格変動猶予金等を合わせると約2,000円になります。  
それを補填するために経営安定対策の数量支払い60 k g 6,890円の交  
付金を受けています。この交付金の主要な財源は、先ほど申し上げま  
した輸入差益、マークアップです。政府の試算では、T P P 11が発効  
すれば初年度で25億円減少し、最終年度には227億円の減少としてい  
ます。財源が減少しても現在の交付金が維持されるのかが心配される



ところであります。先ほども申し上げましたけれども、本町の小麦の作付面積は2,300haを超えていますから、非常に大きな打撃を受けるということが心配されるわけですが、そのような状況に対してTPPを前提に体質強化対策が講じられていますが、支援の対象が規模拡大一辺倒という批判もあります。本町の場合にはどのようなになっているのかということについてお伺いをいたします。

加納議長  
小林町長

町長、答弁を求めます。

それではまず、TPP、EPAの国際化の関係でありますけれども、12月末にはTPP11が発効されたのと同時に1月においては55%の牛肉の輸入量がふえるというようなことで報道されているところで、いずれにしても畜産もそうでありますけれども、清水議員がおっしゃるとおり、畑作においてもそういう影響が出てくるということは、しっかり見ていかなければならないのだというふうに思っているところであります。

今は、特にTPP対策等として産地パワーアップ事業であるとか畜産クラスターということで、特に農家の施設整備等に補助金が交付金という形でつけられているということでもありますけれども、それとあわせて今後清水議員がおっしゃられた経営安定対策がどう維持されるということは重要な要素でありますけれども、そこについてはいろいろ評価もされているところですが、今までの財源となっていたのが関税収入、いわゆるマークアップなのでありますけれども、それがなくなったことに対して財源がどうなるかということでもありますけれども、いずれにしてもそこら辺については農業団体としっかり連携しながら、注視をしながら意見反映をしていくということが必要であろうかというふうに思っているところであります。

それから、規模拡大でありますけれども、本町はもともと規模は大きいほうでありますけれども、ただ管内の町村によっては法人化が進むというところがありますから、1戸当たりの規模としてはトップではなくて少し下がっているという傾向にあるのでありますけれども、いずれにしても適切な経営形態なり、規模を農協等とも連携しながら、しっかり見ていく必要があるのだなというふうに思っています。

加納議長  
清水議員

再質問があれば。6番、清水議員。

今町長からお答えをいただいたところなのですが、今町長がおっしゃっていましたように主として対策というのは大型農業、経営者に対するの対策というのが主体になっているのです。繰り返しになるのですが、小規模経営の農業者に対するの支援策ということは、国としては出てきていないと思うのです。自治体として、そういう小規模経営の農業者に対してどのような支援策を講じていくのか、このことが一番求められているのではないかと思うのです。そういった点について検討されているのでしょうか。

加納議長 町長、答弁を求めます。

小林町長 今の産地パワーアップだとか畜産クラスターを見ても生産規模が拡大されているかだとか、あるいはメリットが上がるのかということが採択の基準になっているということになれば、やっぱりスケールメリットで大型化をしていくという、そういう方向になっているのでありますけれども、ただ本町としては依然として家族経営というか、個人経営でありますから、そこは農協を中心として何とかそういうものに対応できるよう努力もしていただいているところでありますし、私どもも農業振興対策本部の中でできる限りそういう制度が本町農業にも恩恵が得られるように努力をしていきたいと思っております。

加納議長 再質問があれば。6番、清水議員。

清水議員 今町長からお答えをいただいたところなのですが、例えば畜産にしても同じなのですが、小規模経営の農家についても今後自分が経営していく上でやはりさまざまな要望があると思うのです。さらに、先ほど申し上げましたようにTPP11あるいはEPAによって多大な影響を受けるわけですから、そのような農家の不安をどのように解消していくのか、このことが一番求められていると思うのです。

私は、1つ提案したいと思っております。実際に町としてもそのような農家に対してどのような手だてを講じたらいいか、やはりそれを把握すべきでないかと。畜産、畑作に限らず、今士幌の農業者がTPP11あるいはEPAによって起こるであろうさまざまな不安に対して、どのように町に対策を求めているのか。どういう調査をするのかということもあると思うのですが、一定の調査をした上で、それに対する対策ということを講じていく必要があるのではないかと。本町の農業を守っていくと町長はおっしゃいました。そういう点でもそのような対策を講ずる上で何を農業者が求めているのかということをきちっと要望を把握して、それに対して対策を講じていくという必要があると思うのですが、町長のお考えをお伺いいたします。

加納議長 町長、答弁求めます。

小林町長 そういう面では、今農業は大きなそういう変化の曲がり角に来ているということを言わなければならないのでありますけれども、ただ私個人の考えとしては、農業についていけば単に経済的効率というより国民の食料を生産するという、そういうことをどう守れるかということが国としてしっかり取り組まなければならないという、そういうことなのだろうと思っております。

本町農業でいけば、生産者、関係団体が一体となっていていろんな取り組みをしてきたということでありまして、また農村工業を導入しながら付加価値を高めていったという、そういう先駆的なことを町全体で一丸となって取り組んだ成果が今そういう高い生産性に結びついているのだというふうに思うところでありますけれども、ただいずれにし

でもTPPだとかEPAを含めて、国際化やグローバル化ということが進んでいくということからすれば、ただ、今のままでいいというのではなくて、先ほど申し上げましたように経営形態であるとか生産システムを含めてしっかり町内で議論して行って、方向を決めていくということが必要だというふうに思うところでありまして、そういう面ではやっぱり全関係団体が参加している農業振興対策本部の中に、これは代表者で決める経営会議、経営機関ともう一つは執行部会という2つの部会があるのでありますけれども、執行部会をしっかりと稼働させていきながら、清水議員がおっしゃったとおり生産者の意向等もしっかり受けとめながら、町全体として農業の振興を図れるそういう対策をしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

加納議長  
清水議員

6番、清水議員。

ぜひしっかりとした対策を進めていただきたいと思います。

農業経営者が安心して営農を続けるためには、何といたっても価格保障、所得補償ということがなければ、安心して営農を続けることができないということは明白なのです。そういった点では、これは自治体でできることではありませんから、これはやはり価格保障、所得補償を政府に対して求めていくべきだと。今、日本の食料自給率は38%です。カロリーベースでは28%です。このような今の農業状態では、国民が安心して生活するための食料を生産する農業者の経営を守ることが第一ですから、そういう点では所得補償、価格保障を政府に対して求めていくという行動を起こしていただきたいということを町長に求めて、質問を終わります。

加納議長  
小林町長

答弁。

いずれにしても、本町の基幹産業というのは、これまで農業を基幹としながら農村を形成してきたわけでありましてけれども、私ども今後ともやっぱり土幌の基幹産業は農業だということでありまして、町の発展というのはそういう面では農業がどう発展をしていくかということが極めて重要だということでありまして、今清水議員がおっしゃったとおり、国に要望等を含めて、特に農協とはしっかり連携しながら、さまざまな取り組みを展開してまいりたいというふうに思っております。

加納議長

以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。

3

日程第3、議案第7号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田  
副町長

議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例は、国家公務員の給与に関する法律の改正、人事院勧告で

ございますけれども、並びに人事院規則の一部改正を踏まえ改正をしようとするものでございます。この議案では、職員の給与に関する条例、職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例及び特殊勤務手当支給条例の3本について改正をしようとするものでございます。

まず、第1条の職員の給与に関する条例の改正であります。説明資料の4ページをお開きください。主に宿日直手当の改正ですが、まず10条につきましては引用条項が変わったことによる改正でございます。

第13条が宿日直手当の改正でありまして、第1号及び第2号の日直及び宿直手当を4,200円から4,400円に、日直手当の半日の場合につきましてはその半分の2,100円から2,200円に、特別養護老人ホームの介護士の宿直につきましては2,800円から2,900円に引き上げるものであります。第3号の医師の宿直手当につきましては、1回につき2万円から2万1,000円に引き上げ、ただし5時間未満の場合につきましては、その半分の1万円から1万500円に引き上げるものであります。この改正につきましては、人事院勧告によるものであります。

次に、資料の5ページでございます。第2条は、職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の改正であります。第4条に第3項を追加するもので、正規の勤務時間以外の時間における勤務する場合、つまり時間外勤務についての必要な事項につきましては、規則で定めるという文言を追加をするものであります。主に時間外勤務命令の上限などについては、これによりまして規則で定めようとするものであります。この上限につきましては、長時間の時間外勤務が続くことは心身や健康への害を及ぼすことから、極力これを避けるため今後職員組合とも協議をしながら規則で定めていきたいというふうに思っているところであります。

説明資料の6ページでございますけれども、第3条、特殊勤務手当条例の改正であります。まず、看護業務における夜間看護業務手当を1回6,800円から7,300円に、看護補助員の看護補助業務につきましては6,600円を7,100円に改正をしようとするものであります。この第2条及び第3条の改正につきましては、人事院規則の一部改定に準じて改正をするものであります。

議案に戻っていただきまして、附則の施行日でございます。平成31年4月1日から施行をするものであります。

以上で議案第7号の説明とさせていただきます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。

		<p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
4	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第4、議案第8号「土幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第8号 土幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例は、手数料徴収条例で定めておりますフッ素塗布及びサホライド塗布にかかわる手数料の徴収を廃止するために改正をしようとするものでございます。このフッ素塗布につきましては、子育て支援の一環という考え方から、今後町費負担で保護者からの負担をなくして無料とするものでございますし、サホライド塗布について近年この塗布はやっていないということでございますので、廃止をしようとするものでございます。</p> <p>説明資料の7ページをお開きください。別表第2の改正でありまして、11のフッ素塗布料、12のサホライド塗布料の項を削除いたしまして、13項以降を2項ずつ繰り上げるものでございます。</p> <p>議案に戻っていただきまして、附則の施行日でありますけれども、平成31年4月1日から施行をするものでございます。</p> <p>以上、簡単ですが、議案第8号の説明とさせていただきます。</p>
	加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑を終わり、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
5	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第9号「土幌町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第9号 土幌町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例につきましては、本町の世帯数の増加によりまして委員の改選時期にあわせ担当地区を見直し、委員を1名増員するために改正をしようとするものでございます。</p> <p>説明資料は8ページでございます。第3条中19名を1名増員いたし</p>

まして、20名とするものでございます。

この1名増ということでございますけれども、今検討しているものでございますけれども、1人の持つ世帯数がかなり多くなってきたということございまして、特に土幌南地区の中に土幌市街の駐在区でいいますと緑光が入っているということと、睦、睦南、また美園、南団地の地区を1名で持っていますけれども、これも世帯数がかなり多いということございまして、この南団地と美園地区を1地区ふやしまして、1名増員をしようとするものでございます。社会福祉委員の任期は3年でありまして、改選期ごと担当地区を見直しを行っているところでありまして、人口につきましては減少してございますけれども、今言いましたとおり、世帯数は増加の傾向にあるために新しい地区で1名をふやしたいというものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、公布の日から施行するというものでございます。

以上で議案第9号の説明とさせていただきます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

加納議長 質疑を終わり、討論を行います。

(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

6 日程第6、議案第10号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の改正に伴いまして改正をしようとするものでございます。この災害弔慰金支給等に関する法律、施行令でございますけれども、今回はこの法律に基づく災害援護資金制度につきまして月賦償還による償還方法を追加するとともに、連帯保証人の必置義務、必ず置かなければならないという義務を廃止をするなど、災害援護資金の貸し付けにかかわる運用を改善いたしまして、被災者支援の充実強化を図るための改正でございます。

説明資料は9ページでございます。まず、14条でございますけれども、第14条の見出しを保証人及び利率に改め、同条中、特に年3%を年3%以内で町長が定める率に改め、これを第2項といたしまして、

第1項に災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は、保証人を立てることができるという文言を追加をします。第3項といたしましては、第1項の保証人は災害援護金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務につきましては、災害弔慰金の支給に関する法律の施行令第9条の違約金を包含をするものとするものであります。これを加えるものでございます。

第15条は、償還についての規定でございますけれども、第1項に年賦、半年賦に月賦償還もできるようにするというものであります。第3項につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律、施行令から保証人の規定がなくなることから保証人を削るとともに、引用条項の改正を行うものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。まず、施行期日は、平成31年4月1日からとします。

第2項は、経過措置でありまして、この改正による適用は、改正後に生じた災害により被害を受けたものに対する災害援護資金の貸し付けについて適用をするものでございまして、改正前に生じた災害に対するものについては、従前の規定を適用をするというものでございます。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

加納議長  
加藤議員

これから質疑を行います。ありませんか。11番、加藤議員。

今の条例の改定の部分で保証人の部分なのです。立てることができるということは、結局下のほうで書いてあるように立てなくてもいいということも含まれると。ただし、立てる場合の何か条件があるのかなのです。本来保証人というのは、借りる側が保証人を置きたいですよというものではないです。貸す側が条件として保証人が必要ですよというケースがあるのです。3項の中に1項に対するその文言が触れられているのです。こういう内容で保証人は要りますよということがあるので、このお金を使う場合の保証人を必要とする場合の条件とか何かそちらのほうでつけるものがあるのでしょうか。借りる側がどうしても保証人つけたいと私は言うとは思わないのですけれども、いかがなものでですか。

加納議長  
柴田  
副町長

副町長。

これにつきましては、保証人がいた場合、それからいなかった場合については、返済の利率を変えてやるということがございまして、保証人がいる場合については利率を低くするというような改定になります。

加納議長

質問はないですか。

(なし)

加納議長

質問を終わり、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
ここで休憩をしたいと思います。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

7 加納議長 休憩前に引き続き会議を再開します。  
日程第7、議案第11号「土幌町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第11号 土幌町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例につきましては、学校教育法の一部を改正する法律及び技術士法施行規則の一部を改正する省令により、布設工事監督者が有すべき資格の改正を行うために条例を改正しようとするものでございます。

説明資料の10ページをお開きください。第38条、布設工事監督者の資格の要件でございますけれども、第3号中、短期大学の次に同法に基づく専門職大学の前期課程を含むを追加をするもので、専門職大学校とは今年4月からスタートする新しい学校制度で、大学、短大と専門学校のいいところを融合させ、より実践的な職業教育を行う学校であり、水道施設の布設工事監督者が有すべき資格のこの職業専門大学校を追加をするものでございます。同条第8号中、この布設工事監督者の資格要件から水道環境を削るといふものも含むものであります。

議案に戻っていただきまして、施行期日は、平成31年4月1日とするものであります。

次の第2項では、この条例の施行日前に行われた技術士法で上下水道部門に合格した者で水道環境を選択した者にあつては、選択科目として上下水道及び工業用水道を選択したものとみなすものでございます。

以上で議案第11号の説明とさせていただきます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。  
(なし)

加納議長 質疑を終わり、一括して討論を行います。  
(なし)



加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。          本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。          (異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。          したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
8	<p><b>日程第8、議案第12号「土幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</b></p>
柴田副町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。          議案第12号 土幌町農地利用集積円滑化事業基金条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。          この条例は、事業期間満了に伴い、事業の継続実施のために改正をしようとするものであります。          説明資料の11ページをごらんください。附則の第1項で町長が承認した日から施行し、平成31年3月31日限りその効力を失うとなっていて、本年度いっぱいでの期日を区切った条例でありましたが、この期限を削除しまして、当面基金を継続し、事業を継続するというものでございます。</p>
加納議長	<p>議案に戻っていただきまして、附則の施行時期であります、公布の日からとするものであります。          次の第2項におきましても円滑化事業基金を継続することによりまして、報酬に関する条例におきましても平成22年条例第9号の附則について同様の改定をするものでございます。          以上、議案第12号の説明とさせていただきます。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。          (なし)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、討論を行います。          (なし)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。          本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。          (異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。          したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
9	<p><b>日程第9、議案第13号「土幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</b></p>
柴田副町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。          議案第13号 土幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。          この条例は、佐倉小学校が平成31年度末をもって閉校をすることにより改正をしようとするものでございます。          説明資料の12ページをごらんください。別表第1の改正でありまし</p>

		て、佐倉小学校の項を削除するものであります。
		議案に戻っていただきまして、附則の施行時期でございますけれども、平成32年4月1日からとするものでございます。
		以上、簡単ですけれども、議案第13号の説明とさせていただきます。
	加納議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	加納議長	質疑を終わり、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 0		日程第10、議案第14号「土幌町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第14号 土幌町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この条例は、学校給食に係る食材等の価格高騰に伴い、給食費の改定をしようとするものであります。なお、この1人当たりの引き上げにつきましては、小学校で5円、中学校で6円を引き上げるものであります。児童生徒にかかわる給食については、保護者負担の軽減を図るために据え置きといたしまして、教職員分のみ引き上げるものでございます。
		説明資料は13ページでございます。別表の改正でありまして、小学校教員等について250円を255円に、中学校教職員について290円から296円に改定をするものでございます。
		議案に戻っていただきまして、附則の施行時期でございますけれども、平成31年4月1日からとするものでございます。
		以上、議案第14号の説明とさせていただきます。
	加納議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	加納議長	質疑を終わり、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第14号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 1		日程第11、議案第15号「土幌町パークゴルフ場の設置及び管理に関

する条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴 田 議案第15号 土幌町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例等  
副 町 長 の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例につきましては、災害で被災しましたしほろ清流パークゴルフ場を廃止し、現在新たに造成中の土幌町総合運動公園パークゴルフ場を新設するため、また土幌町総合グラウンドの設置及び管理に関する条例中、土幌町総合グラウンドにあったパークゴルフ場を削り、総合グラウンドを土幌町総合運動公園と名称を改め、また準ずる施設としての農村運動公園を土幌町農村運動公園に改め、条例の題名も土幌町運動公園の設置及び管理に関する条例と改めるための所要の改正を行おうとするものでございます。

説明資料の14ページをお開きください。第1条の土幌町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例でございますけれども、第2条の表中、しほろ清流パークゴルフ場を土幌町総合運動公園パークゴルフ場に改め、位置につきましても土幌町字土幌幹線168番地に改めるものでございます。

次に、第2条、土幌町総合グラウンドの設置及び管理に関する条例であります。説明資料は15ページでございます。まず、題名でございますけれども、土幌町総合運動公園の設置及び管理に関する条例に改め、第1条の見出しを設置に改めまして、町民のスポーツの振興を図るため、土幌町運動公園を設置するものとします。

第2条の見出しを名称及び位置に改め、総合グラウンドを土幌町総合運動公園に、また準ずる施設の農村運動公園を土幌町運動公園と表のとおり改めるものでございます。

構成施設といたしまして第3条を追加し、内容につきましては土幌町総合運動公園には陸上競技場、野球場、多目的球技場、土幌町農村運動公園には野球場、スケートリンク、駐車場といたしまして、第4条では管理運営を教育委員会といたします。

第5条の使用の許可に関する事項の規定につきましてそれぞれ改めるものでございます。

第8条では、使用料の規定でございまして、無料といたします。

第9条では、教育委員会への委任の規定の改定でございます。

その他様式第1号の申請様式及び様式第2号の特別設備計画書については、この条例からは削除をするものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則の施行時期でございますけれども、平成31年4月1日からとするものでございます。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

	加納議長	質疑を終わり、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第15号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
12・13		日程第12、議案第16号「平成31年度土幌町一般会計予算」
14・15		日程第13、議案第17号「平成31年度土幌町国民健康保険事業特別会
16・17		計予算」
18・19		日程第14、議案第18号「平成31年度土幌町後期高齢者医療事業特別
		会計予算」
		日程第15、議案第19号「平成31年度土幌町介護保険事業特別会計予
		算」
		日程第16、議案第20号「平成31年度土幌町介護サービス事業特別会
		計予算」
		日程第17、議案第21号「平成31年度土幌町簡易水道事業特別会計予
		算」
		日程第18、議案第22号「平成31年度土幌町公共下水道事業特別会計
		予算」
		日程第19、議案第23号「平成31年度土幌町国民健康保険病院事業会
		計予算」
		以上8件を一括議題といたします。
		お諮りします。ただいま議題としている議案第16号から議案第23号
		までの各会計予算審査については、説明及び質疑を省略し、議長を除
		く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、地方自治法
		第98条の第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査すること
		にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 ここで一旦本会議を休会し、休会中に予算審査特別委員会を開催し
		て付託案件の審査をすることにしたいと思えます。これにご異議あり
		ませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、予算審査特別委員会が終了するまで休会することに決
		定しました。
		引き続きこの場所において予算審査特別委員会を招集します。
		本日はこれにて散会いたします。
		(午前11時25分)

| | |